

事務連絡

令和3年1月27日

各都道府県住宅担当部局 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課
住宅総合整備課

住居を失うおそれが生じている方への支援について（その8）

平素より、住宅施策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえて、住居を失うおそれが生じている方へ支援を拡大することが重要であるとして、関連した事務連絡を発出しているところです。

今般、令和3年1月22日に新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態宣言を踏まえた経済支援策が公表され、住居確保給付金の再支給についても盛り込まれたことを踏まえ、厚生労働省から、別添のとおり「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策（住居確保給付金の再支給）について」（令和3年1月22日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が発出されております。

つきましては、下記内容にご留意の上、引き続き、生活困窮者自立支援制度主管部局、民生部局等と連携し、住居を失うおそれがある方の居住安定確保を図っていただきますようお願い致します。

なお、管下市町村の住宅部局にも周知願います。また、以下送付先一覧に示す賃貸住宅関係団体及び不動産関係団体に対しては、別途周知していることを申し添えます。

記

令和3年3月31までの間、住居確保給付金の支給が終了した方に対し、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、申請により、3か月間に限り再支給が可能とされる予定です。

なお、対象地域は全国とし、申請を開始する時期は、生活困窮者自立支援法施行規則改正後（2月上旬）を予定しているとのことです。

以上

【送付先一覧】

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会 | (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会 |
| (公財) 日本賃貸住宅管理協会 | (公社) 全日本不動産協会 |
| (一社) 全国住宅産業協会 | (一社) 不動産流通経営協会 |
| (一社) 不動産協会 | |